

平成26年度 入札契約制度の見直しについて

平成26年3月
福井県土木部土木管理課

見直し項目

- 1 総合評価落札方式（地域防災力維持型）の試行
- 2 総合評価落札方式評価基準の一部改正
- 3 元請下請関係適正化指導要綱の制定と同要綱の遵守
- 4 工事費内訳書の提出を求める工事の範囲拡大
- 5 1000万円以下の工事に係る地域要件の見直し
- 6 平成27・28年度の競争入札参加資格審査に係る特別項目点数の見直し

1 総合評価落札方式(地域防災力維持型)の試行

適用する工事は、次の3つの要件を満たすもの
とします。

①土木一式工事

②設計額が3000万円以上5000万円未満

③高度の技術力を要しないもの

(現行、総合評価落札方式(実績評価型)の対象
となっていないもの)

○評価項目は、次のとおりとします。

(満点10.0点)

分類	評価項目	評価内容
企業の技術力	①工事成績	工事成績評点の平均点
	②地域防災力維持	工事を自社で施工する比率
技術者の技術力	③保有する資格	配置予定技術者の保有する資格
企業の地域性・社会性	④地域精通度	主たる営業所の所在地
	⑤社会貢献度	県または県内市町との災害協定締結の有無
	⑥地域貢献度	過去2か年度における県または県内市町との除雪契約締結の有無
	⑦契約件数	当該年度における契約件数

①工事成績の評価基準

福井県が発注する工事の過去2か年度の工事成績評点の平均点により、次のとおり加点評価します。

- ・ 80点以上 2.5点
- ・ 70点以上80点未満 $0.5 \sim 2.3$ 点
(工事成績評定点の平均点-70) $\times 0.2 + 0.5$
- ・ 70点未満 0点

※ 過去2か年度に工事成績がない場合は、当該年度の落札1件に限り、全土木一式工事の前年度の平均点を付与します。

② 自社施工比率の評価基準

当該入札に係る工事を自社で施工する比率により、次のとおり加点評価します。

- ・ 7割以上 1. 0点
- ・ 7割未満 0点

※自社で施工する比率は、

{当初契約額－（1次下請額の合計＋1次下請業者への材料支給品額の合計）} ÷ 当初契約額

の式で計算した割合（小数点以下の端数切捨て）とします。

評価項目となる「自社で施工する」とは

- 「自社で施工する」とは、自社で雇用されている社員により施工することを指します。

なお、自社で雇用されていない者が施工していた工種については、すべて下請契約により施工していたものとみなします。

自社で雇用されている旨の確認

- 自社で雇用されている旨の確認については、発注者の求めに応じ健康保険証を提示することで行うものとしませんが、健康保険証の提示で雇用が確認されない場合（国民健康保険の場合等）においては、さらに雇用契約書の写しを発注者に提出するものとなります。

（提示や提出がなされない場合には、自社で雇用されていないものとみなします。）

【参考】自社施工比率に関する提出資料

下請を行う工事						一次下請け額(円) ^{※1}	下請への材料支給品額(円) ^{※1}	下請合計額(円) ^{※1}
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)
合計								

当初契約額 ^{※1} (Z)		円
一次下請請負額の合計(A)		円
下請への材料支給品額の合計(B)		円
下請合計額(C)		円
自社で施工する比率 ^{※2}		割

(「割」未満の端数は、切捨て)

※1 消費税等を含んだ額を記入すること。

※2 自社で施工する比率 = [当初契約額(Z) - (一次下請請負額の合計(A) + 下請けへの材料支給品額の合計(B))] / 当初請負額(Z)

③配置予定技術者の保有資格の評価基準

配置予定技術者の保有する資格の種類により、次のとおり加点評価します。

- 1級土木施工管理技士の資格を保有 1. 0点
- 上記以外 0点

④主たる営業所の所在地の評価基準

主たる営業所の所在地により、次のとおり加点評価します。

- ・ 施工市町内 2. 5点
（施工市町を所管する土木事務所管内）
- ・ 施工市町を所管する土木事務所管内 1. 0点
（福井県内）
- ・ 上記以外 0点

⑤社会貢献度の評価基準

福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無により、次のとおり加点評価します。

- ・ 災害協定の締結あり 1. 0点
- ・ 災害協定の締結なし 0点

※ 工事施工地係を所管する土木事務所管内で有効なものに限り、加点対象とします。具体的には、

- ①当該土木事務所または当該土木事務所管内の市町と締結した災害協定
- ②県内全域を対象とした災害協定の場合で、応札者の主たる営業所の所在地が当該土木事務所管内にあるとき。

とします。なお、「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」は、加点対象外とします。

⑥地域貢献度の評価基準

過去2か年度における福井県または福井県内の市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約を締結した実績の有無により、次のとおり加点評価します。

- 実績あり 0. 5点
- 実績なし 0点

※ 工事施工地係を所管する土木事務所管内で有効なものに限り、加点対象とします。具体的には、当該土木事務所または当該土木事務所管内の市町との契約締結の実績

⑦契約件数の評価基準

当該年度における入札により契約した件数により、次のとおり加点評価します。

・ 0回	1. 5点
・ 1回	1. 0点
・ 2回	0. 5点
・ 3回以上	0点

※1 契約件数は、発注機関ごとに算定します。

※2 「総合評価落札方式（地域防災力維持型）」により落札決定を受けたもののみを対象とします。

※3 落札候補者となったが、落札決定を辞退した場合も契約したものとみなして、件数に算入します。

加点項目を履行できなかった場合のペナルティ

受注者が入札時に加点評価を受けた項目については、契約書の特約事項として履行の責を負います。

受注者の責に帰すべき事由により履行することができなかった場合には、

- 1 契約金額の減額または損害賠償請求
- 2 工事成績評点の減点
- 3 指名停止等の措置

のペナルティを課します。

現行の「総合評価落札方式(実績評価型・技術提案型)」と同じルールです。

2 総合評価落札方式(土木一式)評価基準見直し

【対象】

次の①かつ②を満たす工事

①土木一式工事

②主たる工事内容が

鉄筋コンクリート工事 または プレストレストコンクリート工事

【見直し項目】

配置予定技術者の技術力中、「配置予定技術者の保有する資格」として、コンクリートの品質確保に資する資格を追加する。

※コンクリートの品質確保に資する資格

- ・(公社)日本コンクリート工学会の定める
コンクリート診断士、コンクリート主任技士、コンクリート技士
- ・(公社)プレストレストコンクリート工学会の定める
プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士

設計金額7,000万円未満の対象工事の場合

○（b）配置予定技術者の保有する資格

①一級土木施工管理技士

②コンクリートの品質確保に資する資格

①および②の資格を保有 …… 1. 0点

①または②の資格を保有 …… 0. 5点

設計金額7,000万円以上の対象工事の場合

○ (b) 配置予定技術者の保有する資格

コンクリートの品質確保に資する資格を保有
… 0.5点

○ (d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況

(社) 全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における取得ユニット数による評価

1年間で20ユニット以上
2年間で40ユニット以上
5年間で100ユニット以上 } … 0.5点

○ 評価基準表(配置予定技術者)の技術力

3 ・ 0 点	(c) (a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有	1.0
			上記以外	0.0
			(b-2) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格 ① 1級土木施工管理技士 ② コンクリートの品質確保に資する資格
	(b-3) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	コンクリートの品質確保に資する資格	0.5
			上記以外	0.0
	(c) 優良工事表彰受賞経験 [業種: 土木一式] (平成○年度表彰、平成○年度表彰)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
			優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.0
	(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度 (CPDS) における取得ユニット数 [推奨ユニット数] 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している	1.0
			推奨ユニット数の半分以上を取得している	0.5
			上記以外	0.0
	(d-2) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度 (CPDS) における取得ユニット数 [推奨ユニット数] 1年間で20ユニット以上 2年間で40ユニット以上 5年間で100ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	推奨ユニット数以上を取得している	0.5
上記以外			0.0	



主たる工事内容が鉄筋コンクリート工事またはプレストレストコンクリート工事の場合に適用



左記以外の土木一式工事に適用

着色 ・・ 7千万円以上 適用

3 元請下請関係適正化指導要綱の制定と同要綱の遵守

県発注工事の受注者とその下請業者（2次下請以下全ての下請業者を含みます。）は、県が制定する「元請下請関係適正化指導要綱」を遵守することを入札参加条件とします。

※1 入札参加資格確認資料として、要綱を遵守する旨の誓約書の提出を求めます。

※2 下請施工する際には、下請業者と締結する契約書にこの要綱を遵守する旨の条項の記載を求めます。また、下請業者に対して、要綱の遵守を指導する責務を負っていただきます。

（1次下請だけでなく、2次下請以下の全ての下請業者も対象です。）

☆委託、出向、応援等なんらの名義をもってするかを問わず、自社と雇用契約のない者を従事させていた場合には、下請契約により施工しているものとみなします。

県発注工事で下請施工する場合の**遵守事項**

下請施工 に係る制限

- 一括下請けをしないこと(建設業法違反に至らない場合でも、県独自に要綱違反と認定することがある。)
- 下請次数は、建築一式工事にあつては3次、その他の工事にあつては2次まで(1000万円以下の土木一式工事の場合は、1次まで)とすること※。

下請負人 に係る制限

- 下請工事の施工に必要な種類の建設業許可を有していること(建設業法施行令第1条の2に規定する軽微な建設工事の場合を除く。)
- 建設業の営業停止、県の指名停止措置等を受けている者でないこと。
- 社会保険未加入者でないこと(法令の規定による適用除外の場合を除く。)
- 県内業者(1000万円以下の土木一式工事の場合は、当該土木事務所管内業者)を優先的に選定すること※。
- 当該入札に参加した者でないこと※。

下請契約 に係る制限

- 下請契約締結前に、契約の具体的内容を明示し、必要な見積り期間を設けること。
- 正当な理由なく、原価に満たない金額による下請契約を締結したり、代金の減額をしたりしないこと。
- 経費の内訳等を明示した見積書を徴収し、これを尊重して請負代金を決定すること。
- 工事着手前に、書面により請負契約を締結すること。
- 下請負人が配置する予定の主任技術者の資格確認を行うこと。

※印のある事項については、やむを得ない理由があると発注機関の長が認めて、書面による事前の承諾をした場合は、この限りでない。

実効性の確保 帳簿書類の作成・備付け等

施工体制台帳等の作成

- 下請代金の額にかかわらず、施工体制台帳と施工体系図を作成すること。
- 工事の日ごとに、作業員リストを作成すること。
- 下請契約締結前に、契約時チェックリストを作成すること。
- 下請工事の着手前に下請届(下請契約書、見積書、契約時チェックリストを添付)を提出すること。

帳簿書類の備置き

- 施工体制台帳および施工体系図
- 当該下請工事の施工に係る下請契約書および見積書
- 下請代金の支払い状況がわかる書類
- 当該工事に従事する作業員等の名簿
- 労働者の雇用契約書、賃金台帳および社会保険の加入状況がわかる書類

直接請負者の指導義務

- 直接請負者は、下請負人が要綱の規定に違反している場合には、当該下請負人に対する是正の指導義務を負う。

情報受付窓口の設置

- 各発注機関に要綱違反に関する情報受付窓口を設置
- 寄せられた情報については、秘密を厳守する。
- 情報をもとに、営業所調査および施工体制点検を実施

報告徴収、点検

- 発注機関の長から、要綱の実施状況について、報告、帳簿書類の提出、工事現場の点検等を求められた場合には、協力すること。

実効性の確保 要綱違反の場合のペナルティ

[指名停止措置等]

- ・県発注工事の施工において、要綱違反の事実があった場合には、直接請負者に対し、指名停止措置を検討する(下請負人が違反した場合を含む。)
- ・直接請負者の指名停止措置について責を負うべき下請負人がある場合には、当該下請負人についても、併せて指名停止措置を講じる。
- ・責を負うべき下請負人が、入札参加資格者でない場合は、「下請参加停止措置」を講じる。

◎建設業法の規定にも違反している場合には、許可担当部局に
通報の上、**監督処分**の検討を要請

4 工事費内訳書の提出を求める工事の範囲拡大

【現行】

建築一式工事以外の工事 1億円を超える場合

建築一式工事 2億円を超える場合



【改正後】

土木一式工事 5千万円を超える場合

建築一式工事 2億円を超える場合

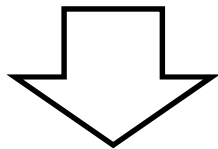
上記以外の工事 1億円を超える場合

※今国会において、公共工事の入札に当たっては、金額の多寡にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類の提出を義務付ける入札契約適正化法の改正が提案される予定です。改正法案が施行される際には、本県においても、全ての工事でも工事費内訳書の提出を求める制度改正を行うこととしています。

5 1000万円以下の工事に係る地域要件の見直し

【現行】

(工事を施工する)〇〇市(町)内に主たる営業所を有すること。



【改正後】

(工事を施工する)〇〇市(町)内に、**入札書を提出する日以前に6か月以上引き続き**主たる営業所を有すること。

- ※1 6か月の起算日は、入札参加資格者名簿の記載により判定します。
- ※2 主たる所在地の変更があった場合には、変更届が所管の土木事務所に到達した日を起算日とします。
- ※3 主たる所在地の変更届を提出せずに、入札参加資格の確認を受けた場合には、理由の如何を問わず、指名停止措置の対象とします。

6 平成27・28年度の競争入札参加資格審査に係る特別項目点数の見直し

〔新設〕

① 常時雇用する従業員数に関する加点評価

5人につき、0.5/100加点します。

ただし、上限3/100(30人)とします。

※1 ④の技術職員数の評価対象となった方を除きます。

※2 資格審査の審査基準日(平成26年10月1日)の時点で、引き続き6か月以上雇用されている方を対象とします。

※3 ただし、平成27・28年度の資格審査に限り、審査基準日の時点で雇用されていれば加点対象としますが、平成27年3月31日まで引き続き6か月以上雇用することを条件とし、改めて資格確認を求めます。

※4 雇用開始日および常勤性の確認は、健康保険証で行います。

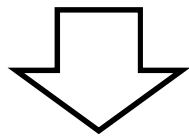
〔拡大〕

② 30歳未満の技術職員数に関する加点評価

【現行】

④の技術職員数の評価において加点対象となった方が資格審査の審査基準日時点で30歳未満である場合

1人につき、0.5/100加点（上限2/100（4人））



【改正後】

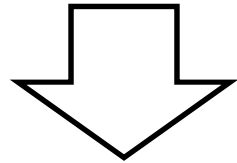
1人につき、0.5/100加点（上限3/100（6人））

③ 建設機械の資産価額に関する加点評価

【現行】

経営事項審査の審査基準日時点の貸借対照表に記載された「機械・運搬具」の資産の金額が1000万円以上である場合

1000万円につき1/100(上限3/100(3000万円))



【改正後】

1000万円につき1/100(上限4/100(4000万円))

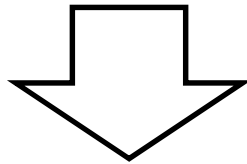
〔縮小〕

④ 技術職員数

経営事項審査の技術職員名簿に記載された技術職員数に応じ、次の式により算定した割合を加点評価

【現行】

$(1\text{級技術職員(監理講習受講者)} \times 6) + (1\text{級技術職員} \times 5) + (2\text{級技術職員数} \times 2) + (\text{登録基幹技能者} \times 3) + \text{その他技術職員数} \times 1/500$ (端数切捨て。上限15/100)



【改正後】

$(1\text{級技術職員(監理講習受講者)} \times 6) + (1\text{級技術職員} \times 5) + (2\text{級技術職員数} \times 2) + (\text{登録基幹技能者} \times 3) - \text{その他技術職員数} \times 1/500$ (端数切捨て。上限15/100)

⑤ 経営基盤強化に関する加点評価

【現行】

次のいずれかに該当する場合に加点評価(上限10/100)

- ・会社合併等 合併等から3年以内 10/100
5年以内 5/100
- ・一定の要件を満たす経常JVまたは協業組合 5/100
- ・新分野展開スタートアップ支援助成金の交付 5/100



【改正後】

次のいずれかに該当する場合に加点評価(上限5/100)

- ・会社合併等 合併等から~~3年以内~~ ~~10/100~~
5年以内 5/100
- ・一定の要件を満たす経常JVまたは協業組合 5/100
- ・新分野展開スタートアップ支援助成金の交付 5/100

- 平成27・28年度の競争入札参加資格審査は、平成26年11月1日から申請受付を開始する予定です。
- 申請の時期、方法、様式その他申請の要領については、改めてお知らせします。